

# 定 款

特定非営利活動法人モバイル・コミュニケーション・ファンド

平成14年 7月 5日 成立  
平成17年 6月29日 変更  
平成22年10月15日 変更  
平成24年 7月24日 変更  
平成25年 5月23日 変更  
平成25年12月12日 変更  
平成29年 5月30日 変更

# **特定非営利活動法人モバイル・コミュニケーション・ファンド定款**

## **第1章 総則**

### **第1条 (名称)**

この法人は、特定非営利活動法人モバイル・コミュニケーション・ファンドと称し、英文名を NON PROFIT CORPORATION MOBILE COMMUNICATION FUND と表示する。

### **第2条 (事務所)**

この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

## **第2章 目的及び事業**

### **第3条 (目的)**

この法人は、21世紀のマルチメディア社会において情報通信技術・移動通信技術の発展とともに豊かで健全な社会を実現するため、情報通信・移動通信分野における人材の育成及び研究の促進、留学生に対する支援を通じた国際協力の推進並びに社会福祉の増進とともに、子どもたちの健全な育成、環境保全など幅広い分野への支援活動を通じて社会全体の利益に寄与することを目的とする。

### **第4条 (特定非営利活動の種類)**

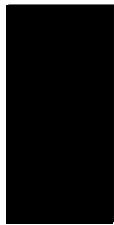
この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条の別表に掲げる項目のうち、次の活動に積極的に貢献する。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 福祉の増進を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 文化・芸術・スポーツの振興を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 前各号に掲げる活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## 第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 移動通信・情報通信に関する論文等の募集および褒賞事業
- (2) 海外からの留学生に対する奨学金支給等の経済的支援事業
- (3) マルチメディア社会実現に向けた教育事業
- (4) 社会福祉団体等への経済的支援活動
- (5) 環境保全活動を行う団体への資金的支援活動及び環境保全活動事業
- (6) 芸術を学ぶ学生への奨学金支給等の経済的支援事業
- (7) 災害救援活動団体への資金的支援事業
- (8) その他第3条の目的を達成するために必要な事業



## 第3章 会員

### 第6条 (種別)

この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同し、活動に協力できるものとして入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同し、活動を支援するものとして入会した個人又は団体

### 第7条 (入会)

会員として入会を希望する者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- 3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、本人にその旨を通知しなければならない。

### 第8条 (会費)

会員は、別に定める規則に従って会費を納入しなければならない。

- 2 前項における規則は、理事会の議決を経て理事長が定める。

### 第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。

## **第10条 (退会)**

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が失踪宣告・破産宣告を受けたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年間滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。

## **第11条 (除名)**

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及び定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## **第12条 (拠出金品の不返還)**

既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## **第4章 役員**

### **第13条 (種別及び定数)**

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

### **第14条 (選任等)**

役員は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

## 第15条 (職務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 各理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは理事会の指名を受けた理事がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

## 第16条 (任期等)

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、在任期間における最終の通常総会が役員の任期の末日以前に行われる場合には、任期をその総会終結のときまでとすることができます。

3 第1項の規定にかかわらず、任期の末日時点において後任の役員が選任されていない場合には、その翌日以降に開催する最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。

4 役員は、止むを得ない事情がある場合には任期の途中で辞任届を理事長に提出することにより退任することができる。

5 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

6 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

## 第17条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

## 第18条 (解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第19条 (報酬等)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会で定める。

### 第5章 総会

#### 第20条 (種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### 第21条 (構成)

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第22条 (権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
- (8) その他、運営に関する重要事項

#### 第23条 (開催)

通常総会は、毎年1回毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

## 第24条 (招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の10日前までに招集通知を発送しなければならない。

## 第25条 (運営方法)

総会の運営方法はこの定款に定めるほか、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第26条 (議長)

総会の議長は、理事長若しくは理事の中から理事長が指名した者とする。

## 第27条 (定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

## 第28条 (議決)

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

## 第29条 (表決権等)

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

## 第30条 (議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### 第31条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

### 第32条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務執行に関する事項

### 第33条 (開催)

理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、年二回以上開催するものとする。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### 第34条 (招集)

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び3号の規定による招集があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに招集通知を発送しなければならない。

#### 第35条 (運営方法)

理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

#### 第36条 (議長)

理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当たる。

#### 第37条 (議決)

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会が開催されたものとみなす。

#### 第38条 (表決権等)

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第39条 (議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 事務局

### 第40条 (事務局の設置等)

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要に応じて職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

### 第41条 (資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### **第42条（資産の管理）**

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

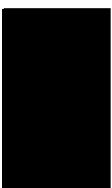
#### **第43条（会計の原則）**

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### **第44条（事業計画及び予算）**

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定により理事会の議決を経た事業計画及び活動予算は、通常総会において報告しなければならない。



#### **第45条（予備費の設定及び使用）**

予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用する必要があるときは、理事長の承認のもとに使用し、理事会に報告するものとする。

#### **第46条（予算の追加及び更正）**

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### **第47条（事業報告及び決算）**

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 前項の監事の監査を経た事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### **第48条（事業年度）**

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### **第49条（臨機の措置）**

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

### 第50条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

### 第51条 (解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、財団法人又は社団法人、又は社会福祉法人に譲渡するものとする。

### 第52条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

### 第53条 (公告の方法)

この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータル

サイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第11章 雜則

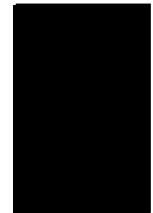
### 第54条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大	星	公	二兄
理 事	香	田	朝	徹
同	圓	子	昭	紀
同	稻	井	正	藏
同	菊	池		典
同	北	村		
同	宇	城		孝弘
同	井	上		悠久雄
同	森			孝
同	小	野	芳	春
監 事	岡		鉄	
同	西	岡	廣	夫
	泉	澤	俊	明
				一



- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から成立後最初に到来する総会の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。



写

本写は原本と相違ない事を証明します

2017年 6月 26日

理事 山田 隆司